ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的管理に向けて

一般社団法人　沖縄県薬剤師会

西川裕

2025年までに、すべての薬局を「かかりつけ薬局」へ再編

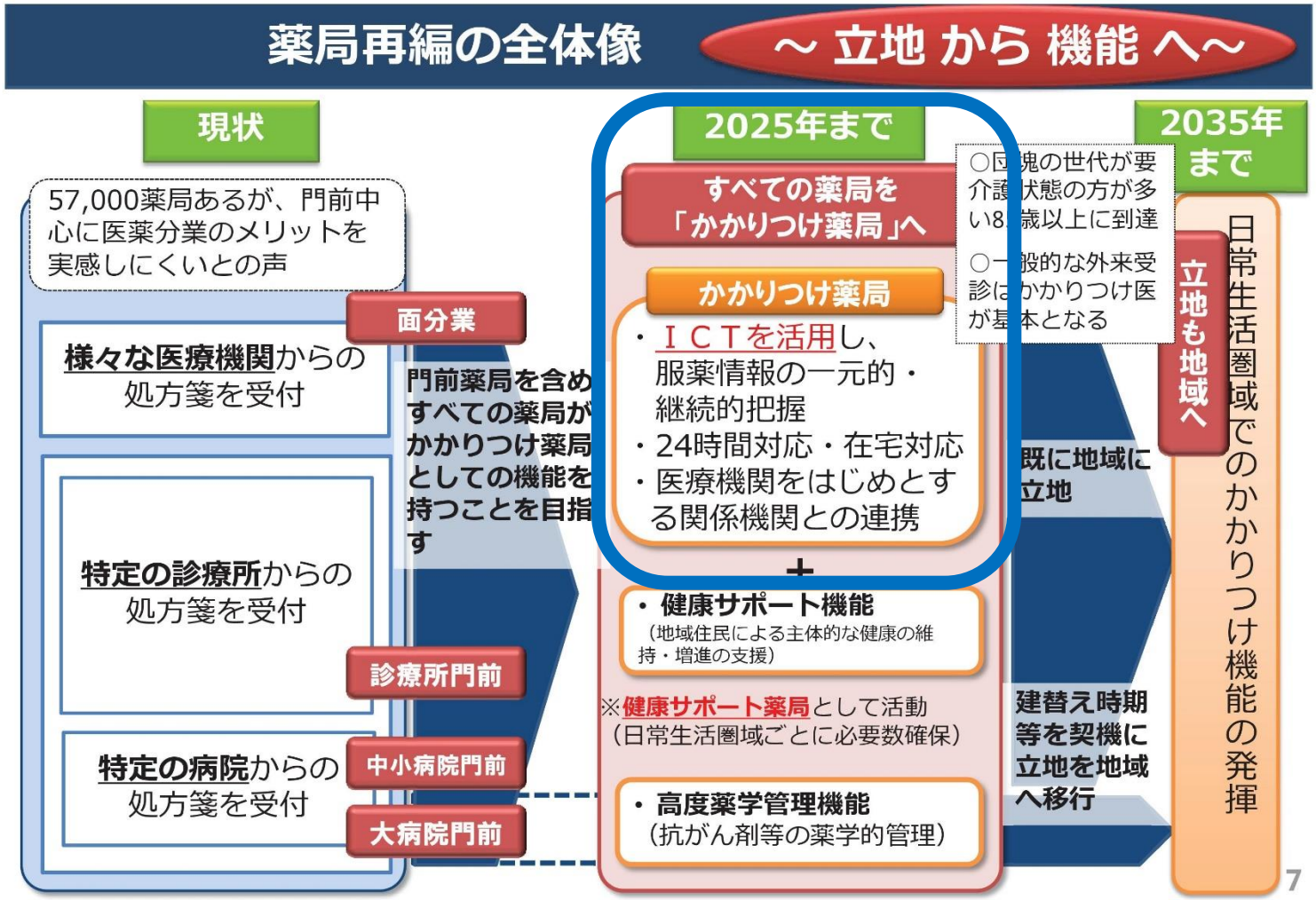

患者のための薬局ビジョン策定（2015年）から６年が経過

かかりつけ薬局への再編はどうなってるのでしょうか？

ICT（電子版お薬手帳）を活用した服薬情報の一元的・継続的把握はできてるのでしょうか？

２０２５年は４年後

患者のための薬局ビジョンで、「かかりつけ薬剤師・薬局」がもつべき3つの機能の1つにICT(電子版お薬手帳)を活用が示された

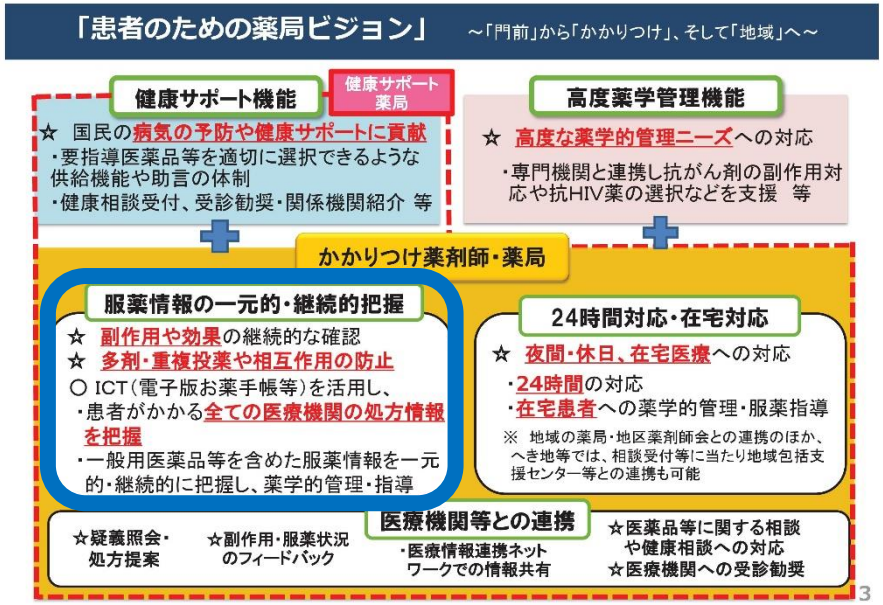

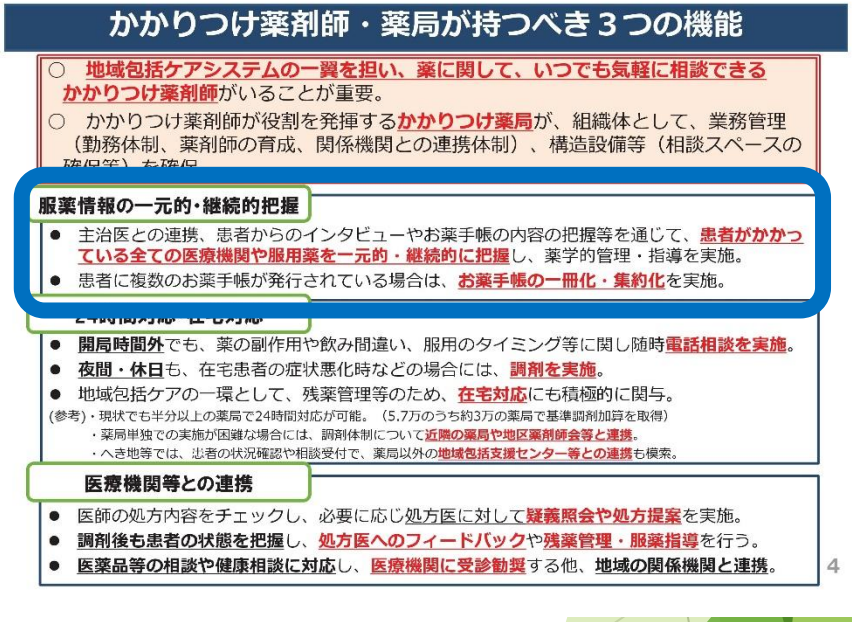

- ICTの活用について示された部分意義やメリットが記載されている

ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握

電子版お薬手帳の意義

- お薬手帳は、**患者の服用歴を記載し、経時的に管理**するもの。**患者自らの健康管理**に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、**相互作用防止や副作用回避**に資する。
- 紙のお薬手帳に比べた**電子版お薬手帳のメリット**
  ①携帯電話やスマートフォンを活用するため、**携帯性が高く、受診時にも忘れにくい**。
  ②データの**保存容量が大きい**ため、**長期にわたる服用歴の管理**が可能。
  ③服用歴以外に、システム独自に**運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理**可能。

【スマホ型】
患者が薬剤情報提供書に表示されているＱＲコードを撮影して取り込む

【クラウド型】
患者同意のもと、薬局から直接サーバにデータを保管

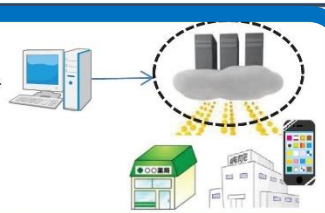

※どの薬局の情報でも記録できるよう、平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が標準データフォーマットを策定

普及のための方策

～バラバラから一つへ～

- **一つのお薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組み**を構築するとともに、異なるシステムが利用される下でも、**全国の医薬関係者で必要な情報が共有化**できるようにする。
- 医療情報連携ネットワークの普及で、将来、**ネットワーク上の情報の一部を患者が手帳として携行**することも想定。今後を見据え、**データフォーマットの統一化**などの整備を図る。

お薬手帳の意義

①患者が服用しているお薬の情報を記録し、自身の体調（お薬の効果や副作用など、体の変化）を記録することにより、お薬や健康に対する意識を高める

②患者が記録・保持しているお薬の情報、自身の記録などを医療機関に提示して、重複投与や相互作用の有無をチェックすることで、より安全で適切な薬物療法につなげる

電子お薬手帳のメリット、デメリット（患者）

【メリット】

・携帯性の向上（紙のお薬手帳は忘れても、スマホは持っている）
・家族（子供、高齢者）のお薬管理ができる
・お薬の管理を一つのアプリで集約してできる
・ストックできる情報量が多い
・処方せん送信機能やメッセージ送信機能などを備えている
・お薬手帳のシールなどの費用の削減
（参考:レスプリのラベル 感熱紙 横幅90mm×50m　10巻12500円）

【デメリット】

・スマホの操作能力がある程度必要
・提示がしにくい（端末を預けにくい）
・普及率がまだ低い

災害など緊急時の対応

・災害などの緊急時には紙のお薬手帳を持参する余裕がない場合が多いが、スマホは常に携帯している場合が多い。

・データがクラウド上に保存されていれば、災害時にもお薬の情報は失われない。

（調剤予約機能付き）電子版お薬手帳が普及することにより患者が得られる効果や可能性

- 「門前」から「かかりつけ」へと患者本位の医薬分業を実現する
- 現在、FAXコーナーを持たない医療機関において、多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。また、FAXコーナーを設置していても、FAXコーナーを利用していない患者層もあり、直接処方箋を持ち込むケースも多い。患者や薬局が事前に薬の準備が可能であるか確認できるセルフFAXコーナーとして活用できる。

かかりつけ薬局の基本機能

服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

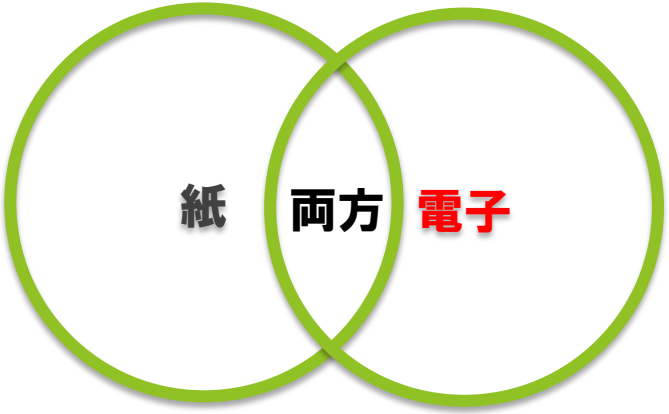

電子お薬手帳しか持っていない患者へ対応するためにはe薬Linkに対応した電子お薬手帳サービスの導入が必須

調剤報酬観点

薬剤服用歴管理指導料

1. 薬剤服用歴管理指導料の点数が低くなる規定について、**再度の来局の期間を「原則6月以内」から「原則3月以内」に短縮する**とともに、**対象を調剤基本料2、調剤基本料3にも拡大**する。
2. 同一薬局の利用推進及び対物業務から対人業務への構造転換の観点から、評価を見直す。
3. 医療機関と薬局が連携による**残薬への対応を推進する観点から、お薬手帳による医療機関への情報提供を推進する規定を要件に追加**する。
4. 医療機関等から薬局への連絡を円滑に行うため、**患者が普段利用する薬局の名称をお薬手帳に記載※するよう患者に促す規定を追加**する。

※お薬手帳への患者が日常的に利用する保険薬局の名称等の記載を促すにあたり、お薬手帳の要件としてこれらの記載欄があることを求める。ただし、記載欄に係る要件については、令和3年3月31日までの間は適用しない。

薬剤服用歴管理指導料の区分等の見直しの全体像

現行		
1	原則6月以内に再度処方箋を持参した患者に行った場合 ※ 手帳を持参していない患者又は調剤基本料1以外の調剤基本料を算定する薬局に処方箋を持参した患者は、53点を算定。	41点
2	1の患者以外の患者に対して行った場合	53点
3	特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合	41点

見直し後		
1	原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に行った場合 ※ 手帳を持参していない患者は、57点を算定。	43点
2	1の患者以外の患者に対して行った場合	57点
3	特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合	43点
4	オンライン服薬指導を行った場合	43点

それ以外のトピックス

・薬剤服用歴管理指導料4（オンライン服薬指導）【2020新設】

・2022年夏電子処方せん運用開始予定

「電子お薬手帳」の啓蒙のための新しいお薬手帳

＜背表紙＞

HAPPY?
MATTHEW'S★BEST
ORIGINAL

電子おくすり手帳
をご存知ですか？

スマートフォンがあなたのおくすり手帳になります

薬局のおすすめ電子おくすり手帳

＜詳しくは裏面をご覧ください＞

＜表紙＞

おくすり手帳

No,　　年　月　日～　　年　月　日

お名前

病院、医院、薬局、薬店に行くときには毎回お持ちください。
（処方箋がある場合は一緒にお出しください。）

一般社団法人　沖縄県薬剤師会

処方せん送信機能は電子送信機能がOKI Payでも使えるようになります。